

## カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）

（認定 CFP-PCR 番号：PA-DP-01）

対象製品：引越サービス

2014年2月3日 認定

### カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

※認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。

※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

“引越サービス”  
Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of  
“Moving Service”

本文書は、社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFPプログラム)において、「引越サービス」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「引越サービス」を対象とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	引越サービスを対象とする。 本規格において、個人利用、法人利用は問わない。 なお、海運や航空輸送を利用する引越については、対象外とする。
2-2	機能	サービス利用者から指定された機能、家財、機材、その他動産等を一定場所から指定場所まで移動するサービスである
2-3	算定単位 (機能単位)	単位輸送量(1立方メートル・1km)あたりとする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・引越サービス ・輸送用車両 ・輸送用資材 ・消耗品 ・輸送用資材・消耗品は、引越サービスに供するもので、個装、内装、外装を問わない。
3	引用規格および引用 CFP-PCR	次の CFP-PCR を引用する。 ・PA-BB 紙製容器包装(中間財) ・PA-BC プラスチック製容器包装 ・PA-BD 金属製容器包装(中間財) ・PA-BE ガラス製容器(中間財) ・PA-DJ 木製容器包装 以上の容器包装関連 CFP-PCR 5 件をまとめて、以後「その他容器包装 CFP-PCR」と記述する。  本 CFP-PCR では(6-7)にて引用している。 ただし、CFP 算定時には、原則として最新版のものを適用する。
4	用語および定義	①輸送用資材 繰り返し利用を前提とする専用容器、カゴ台車、床壁養生材等の資材 ②消耗品 引越サービス提供時に使用する家財や機材の梱包時使用する、段ボール、エアパッキン等の事をさす ただし、サービス利用者が持込、手配したものは対象外とする ③輸送用車両

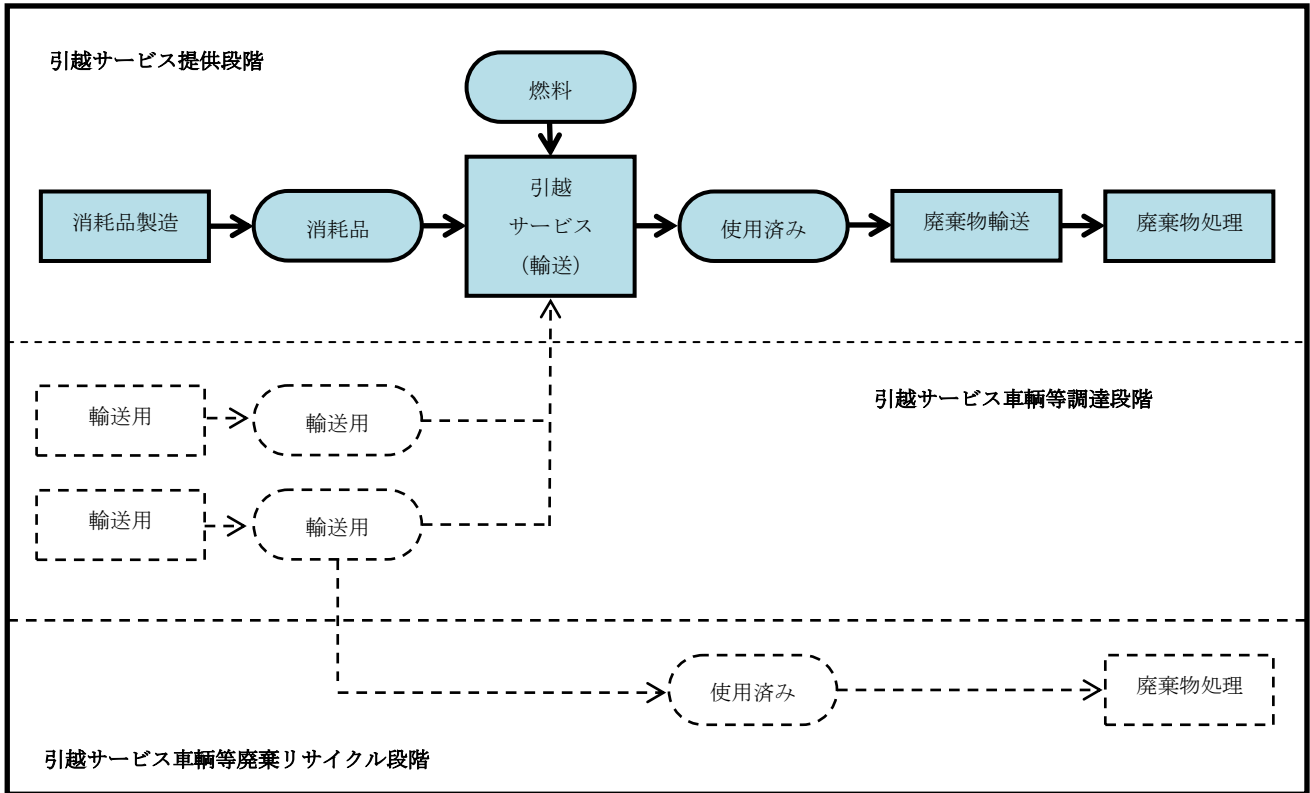
		引越サービスに利用する車両のこと。車格(トラック、バン、軽自動車)、自社保有備車保有を問わない ④輸送容量 輸送する貨物の容積のこと ⑤備車 自社保有運行車両以外で、協力業者が保有運行する輸送車両のことを指す
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・引越サービス車両等調達段階 ・引越サービス提供段階 ・引越サービス車両等廃棄・リサイクル段階
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・サービス利用者が手配または持ち込んだ資材消耗品の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される副資材や輸送資材の製造および調達輸送の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない引越サービス調達段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷  【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、および(9-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	・実測データは直近の1年間のデータとし、季節変動の影響は、年間データを収集することにより排除する。 ・直近の年間平均値を利用しない場合は、年間平均でなくてもデータの精度に問題ないことを担保すること。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	【配分基準に関する規定】 特に規定しない。  【配分の回避に関する規定】

		特に規定しない。  【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。						
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 C(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙・プラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、缶類のような金属類のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。 なお、容器包装 CFP-PCR の対象となるものについては、容器包装 CFP-PCR の廃棄物等の処理のシナリオを適用してもよい。</p>						
6-8	その他	特に規定しない。						
7	引越サービス車両等調達段階に適用する項目							
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「輸送用車両」の製造に係るプロセス ②「輸送用資材」の製造に係るプロセス						
7-2	データ収集項目	「引越サービス」において、「輸送量車輛の製造」および「輸送用資材の製造」にかかる負荷は非常に小さいため、本 CFP-PCR におけるデータ収集項目はない。						
7-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。						
7-4	シナリオ	特に規定しない。						
7-5	その他	特に規定しない。						
8	引越サービス提供段階に適用する項目							
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「引越サービス」の輸送に係るプロセス ②「消耗品」の製造に係るプロセス ③「使用済み消耗品」の廃棄物処理に係るプロセス						
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「引越サービス」の輸送に係るプロセス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">活動量の項目名</th> <th style="width: 15%;">活動量の区分</th> <th style="width: 25%;">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「引越サービス」の引越サイト間の輸送量または燃料使用量</td> <td>一次※1</td> <td>「各輸送手段」輸送原単位 または 「燃料」原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【単位輸送量あたりを算定するための1次データ収集項目】</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「引越サービス」の引越サイト間の輸送量または燃料使用量	一次※1	「各輸送手段」輸送原単位 または 「燃料」原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名						
「引越サービス」の引越サイト間の輸送量または燃料使用量	一次※1	「各輸送手段」輸送原単位 または 「燃料」原単位						

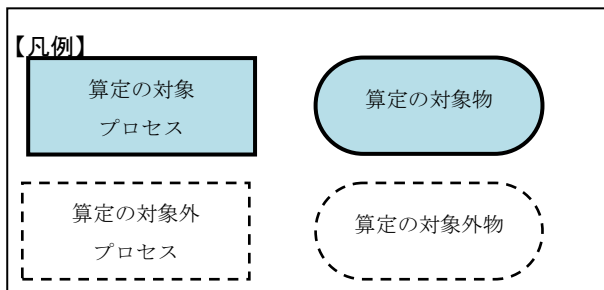
		<p>①「引越サービス」にて輸送された、輸送容積および輸送距離</p> <p>※1 1次データを収集することが望ましいが、データ収集が困難な場合は、シナリオを用いてもよい。 ただし、輸送距離については1次データ収集を必須とする</p> <p>次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>【燃料法の場合】 ・輸送手段ごとの「燃料使用量」</p> <p>【燃費法の場合】 ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」</p> <p>【トンキロ法の場合】 ・輸送手段ごとの「輸送重量」</p> <p>②「消耗品」の製造に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="568 810 1442 1008"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「消耗品」 引越サイトへの投入量(または購入量)</td> <td>一次</td> <td>「消耗品」 製造原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>③「使用済み消耗品」の廃棄物処理に係るプロセスに関するデータ収集項目</p> <table border="1" data-bbox="564 1126 1437 1599"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※2</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分」 燃焼原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 輸送量(または燃料使用量)については、※1に順ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「消耗品」 引越サイトへの投入量(または購入量)	一次	「消耗品」 製造原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次またはシナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位	「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次またはシナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「消耗品」 引越サイトへの投入量(または購入量)	一次	「消耗品」 製造原単位																					
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「廃棄物等」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位																					
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位																					
「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次またはシナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位																					
「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次またはシナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位																					
8-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。																					
8-4	シナリオ	<p>【輸送手段に関する規定】 引越サービスの輸送における1次データが収集できない場合は、以下のシナリオを利用してもよい</p> <p>&lt;小規模(個人引越等)の場合&gt;</p>																					

		<p>車格:2トン車 積載率:62%</p> <p>&lt;大規模(法人引越等)の場合&gt; 車格:4トン車 積載率:62%</p> <p>なお、引越サービスプロセスの輸送距離についてはシナリオを設定しない</p> <p><b>【容積重量換算に関する規定】</b> トンキロ法を利用する場合、容積重量換算については、IATA(国際航空運送協会)の規定に基づき算出する。</p> <p>容積重量:貨物の容積を6,000cm<sup>3</sup>当たり1kgとして換算した重量 (6,000cm<sup>3</sup>/kgはIATAの容積基準)</p> <p>&lt;算出方法&gt; 容積重量(kg) = 縦(cm) × 横(cm) × 高さ(cm) / 6,000(cm<sup>3</sup>/kg)</p>
8-5	その他	輸送距離ならびに、輸送容量については引越見積時点のデータを1次データとして利用してもよい
9	引越サービス車両等廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①輸送用車両の廃棄物処理に係るプロセス
9-2	データ収集項目	「引越サービス」において、「輸送量車両の廃棄物処理」にかかる負荷は非常に小さいため、本CFP-PCRにおけるデータ収集項目はない。
9-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。
9-4	シナリオ	特に規定しない。
9-5	その他	特に規定しない。
10	CFP 宣言方法	
10-1	追加情報	特に規定しない。
10-2	登録情報	<p><b>【必須表示内容の規定】</b> 特に規定しない</p> <p><b>【任意表示内容の規定】</b> 特に規定しない</p>
10-3	その他	特に規定しない。

附属書 A : ライフサイクルフロー図 (規定)



※このフロー図は引越サービスのライフサイクルの概要を示した。特定の製品の CFP 算定にあたっては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること。



## 附属書 B：輸送に伴う GHG 排出量の算出方法（規定）

### B1. 燃料法

以下の一次データを取得できる場合に適用し算出する。

- ・輸送手段の燃料の使用量
- ・輸送手段の燃料の種類

輸送に伴う GHG 排出量＝使用燃料×燃料の燃焼・製造の GHG 排出量原単位

燃料の種類毎の燃焼 GHG 排出量原単位はカーボンフットプリントコミュニケーションプログラム 基本データベースを使用する。

### B2. 燃費法

以下の一次データを取得し算出を行う。

- ・輸送距離
- ・輸送手段の燃費
- ・輸送手段の燃料の種類

輸送に伴う GHG 排出量＝輸送距離÷輸送手段の燃費×燃料の燃焼 GHG 排出量原単位

燃料の種類毎の燃焼・製造の GHG 排出量原単位はカーボンフットプリントコミュニケーションプログラム 基本データベースを使用する。

### B3 トンキロ法

以下のデータの取得と計算で算出を行う

- ・輸送手段
- ・輸送距離
- ・輸送手段の最大積載量
- ・輸送重量

積載率[%]の計算

輸送量(輸送トンキロ) [tkm]＝輸送距離[km]×重量[t]

輸送に伴うGHG排出量＝<輸送量> [tkm]×輸送手段ごとの積載率別の輸送量(輸送トンキロ)あたりの燃料消費によるGHG排出量

輸送手段ごとの積載率別輸送量あたりの燃料消費によるGHG排出量は、基本データベースを使用する



## 附属書 C : 輸送シナリオ

一次データが得られない場合の輸送シナリオ

### C1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- ・ 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・ 港→港:港間の航行距離

### C2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
廃棄物輸送	廃棄物輸送 (発生サイト→処理施設)	<輸送手段> 2トントラック <積載率> 58%